

第 5 期 越 生 町 障 が い 者 計 画
第 4 期 越 生 町 障 が い 福 祉 計 画

(平成 2 7 年 度 ~ 平 成 2 9 年 度)



越生町のマスコット「うめりん」

平成 2 7 年 3 月

越 生 町

ごあいさつ

障がいのある方を取り巻く社会環境は大きな変化をつづけており、平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」は、平成25年の法改正により「障害者総合支援法」に代わり、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい福祉施策を講ずることとされました。

このため、本町では、障害者総合支援法が対象とする障がい者の範囲について、これまでの3障がい（身体・知的・精神）に難病等を加え、「障害程度区分」の名称を「障害支援区分」に改めるとともに、新たな認定調査項目及び基準等に対応してまいりました。また、平成24年4月の支給決定プロセスの見直しにより、計画相談支援の対象が原則として障がい福祉サービスを申請した障がい者等へと大幅に拡大されました。更に地域における相談支援の拠点として、協議会圏域内に基幹相談支援センターを平成26年10月に1箇所設置し、相談支援体制の強化を図ったところでございます。なお、障害者虐待防止法や障害者優先調達法などへの取組も着実に進んでおり、今後においても障害者差別解消法が平成28年4月の施行されることが予定されております。

こうした、新たな法律改正による施策や更なる障がい者福祉施策の充実を図るため、町民の方々の意見や現状を踏まえた「第5期越生町障がい者計画・第4期越生町障がい福祉計画」を策定いたしました。

今後はこの計画に基づき、「健康で心豊かに安心して暮らせるまち」の実現に向けて、ノーマライゼーションの意識の浸透を図っていきますが、そのためには、福祉関係に携わる方々のご協力と地域の方々のご理解とご支援が必要不可欠であります。

どうか町民の皆様には、障がい者の方々が生きがいを持っていきいきと暮らすため、なお、一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びにあたり、今回の計画の見直しにあたりまして、アンケート調査等にご協力をいただきました障がい者の方々やその家族の皆様、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました町民の皆様、越生町障がい者計画等推進委員会の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成27年3月

越生町長 新井 雄 啓

《目 次》

第5期越生町障がい者計画

第1章 障がい者計画策定にあたって	3
1 障がい者計画の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
第2章 障がいのある方を取り巻く状況	5
1 障がいのある方の状況	5
第3章 計画の基本的考え方	15
1 計画の基本理念	15
2 計画の基本目標	16
3 施策の体系	19
第4章 施策の展開	20
1 障がいや障がいのある方に対する理解の高揚	20
2 福祉サービスの充実及び生活支援	21
3 安全・安心の確保	25
4 保育・教育の充実	25
5 自立への促進	28
6 健康で安心できる保健・医療施策の充実	29
第5章 計画の推進に向けて	32
1 推進体制の確立	32
2 計画の評価・管理	32

第4期越生町障がい福祉計画

第1章 障がい福祉計画策定にあたって	35
1 障がい福祉計画の趣旨	35
2 計画の位置づけ	36
3 計画の期間	36
第2章 計画の基本的考え方	37
1 基本理念	37
2 基本方針	37

第3章	平成29年度の数値目標及び見込量	38
1	障害者総合支援法によるサービス	38
2	平成29年度の数値目標	39
3	障がい福祉サービス及び相談支援の見込量	43
4	地域生活支援事業の見込量	48
5	児童福祉法による障がい児サービス	54
第4章	計画の推進に向けて	56
1	計画達成状況の点検及び評価	56

関連資料

1	第4期越生町障がい者計画の成果	59
2	越生町障がい者計画等推進委員会設置要綱	62
3	越生町障がい者計画等推進委員会委員名簿	63
4	越生町障がい者計画等市内推進委員会設置要綱	64
5	計画の策定経過	66
6	用語解説	67

(本文中に*印の付した用語を掲載しています。)

第5期越生町障がい者計画

第1章 障がい者計画策定にあたって

1 障がい者計画の趣旨

越生町では、平成22年度に第五次越生町長期総合計画を策定し「町民によるまちづくり創造プラン」の実現を図るため、「健康で心豊かに安心して暮らせるまち」を基本理念として、様々な福祉施策を推進しています。

障がい者福祉施策については、平成11年3月に「越生町障害者福祉計画」を策定し、前計画である「第4期越生町障がい者計画」まで、豊かな自然環境の中で、障がいのある方もない方も地域の中で安心してともに暮らしていけるノーマライゼーション*の実現を目指し、施策を推進してきました。

その間、平成12年4月に介護保険制度*がスタートし、障がいのある方に対しては、平成15年4月に、従来までの行政主導の措置制度から、利用者が自らのサービスを選択したうえで、サービス事業者と対等の関係に立って契約を行い、サービスを利用するという利用者本位の支援費制度*へと移行しました。

さらに、支援費制度の反省点を踏まえ、平成18年4月に、障がいのある方の自立した生活を支援する観点から、障がい者福祉施策の改革となる障害者自立支援法が施行され身体障がい、知的障がい、精神障がいごとに分かれていた各種サービスが一元化されるとともに、就労移行支援事業などが創設され就労支援体制の強化も図られました。

また、平成25年4月には、「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、これにより「制度の谷間」にあった難病により生活上の支援が必要な方も、サービスの受給対象となりました。

このような関連する法改正等の動向を踏まえ、近年の障がいのある方を取りまく環境の変化をうけ、障がいのある方もない方も地域の中で安心して、共に暮らしていける社会の実現を目指し、平成23年度に「第4期越生町障がい者計画」を作成しました。

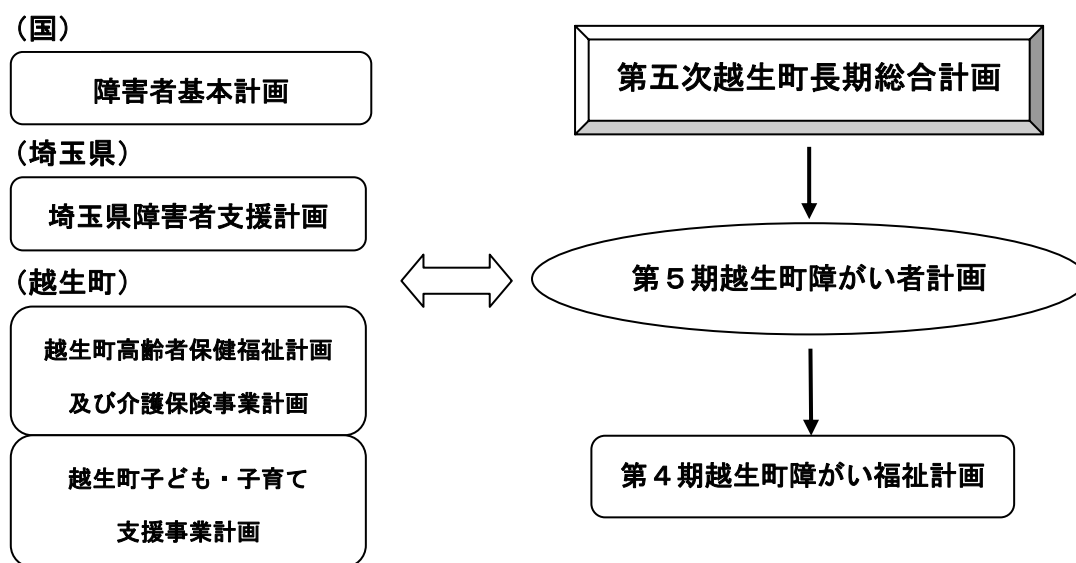
本計画は、第4期越生町障がい者計画の方向性を尊重するとともに、第五次越生町長期総合計画前期基本計画の実施計画として策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、第五次越生町長期総合計画の実現に向けた計画であり、本町の障がい者福祉施策の現状と課題を明らかにし、障がい者福祉施策を総合的に推進するための基本方針を示すものです。

また、障害者基本法*第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と位置づけられるものです。

《主な関連計画との位置づけ》



3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度を初年度とし、平成29年度までの3年間とします。次期計画は、平成29年度に見直し、平成30年度から平成32年度までの3年間とし、策定する予定です。

【第5期越生町障がい者計画の策定期間】



第2章 障がいのある方を取り巻く状況

1 障がいのある方の状況

(1) 障がい者（児）数

① 身体障がい者（児）の状況

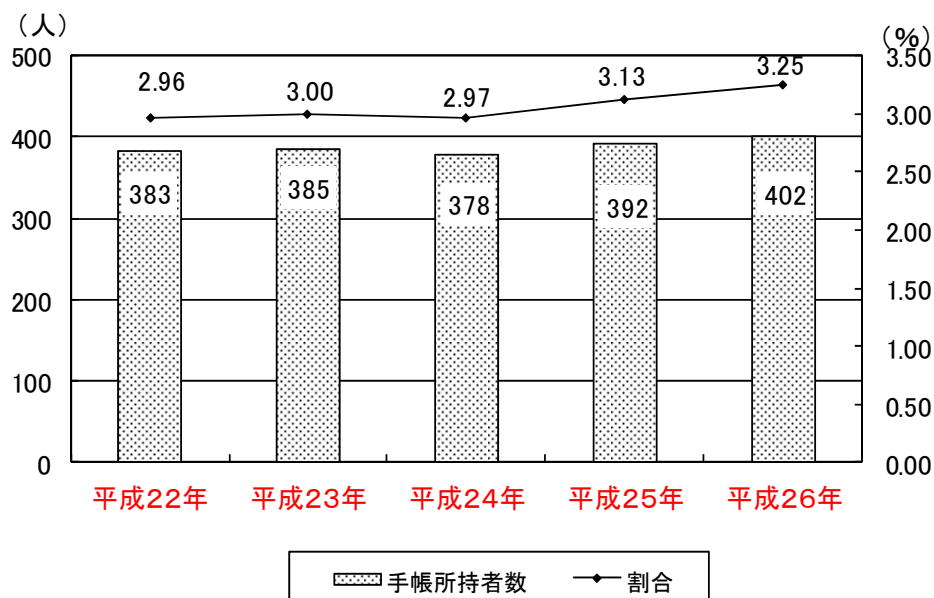
身体障がい者（児）数は、平成22年の383人から平成26年の402人と少しずつ増えています。総人口は減少傾向にあり、総人口に占める割合は、平成22年の2.96%から平成26年では3.25%と微増傾向になっています。

表1 身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人、%)

	総人口	手帳所持者	割合
平成22年	12,947	383	2.96
平成23年	12,850	385	3.00
平成24年	12,744	378	2.97
平成25年	12,537	392	3.13
平成26年	12,386	402	3.25

(各年4月1日現在)

図1 身体障害者手帳所持者数の推移



身体障害者手帳の等級別の推移では、平成26年現在、1級の手帳所持者が145人で最も多く、次いで4級の95人となっています。

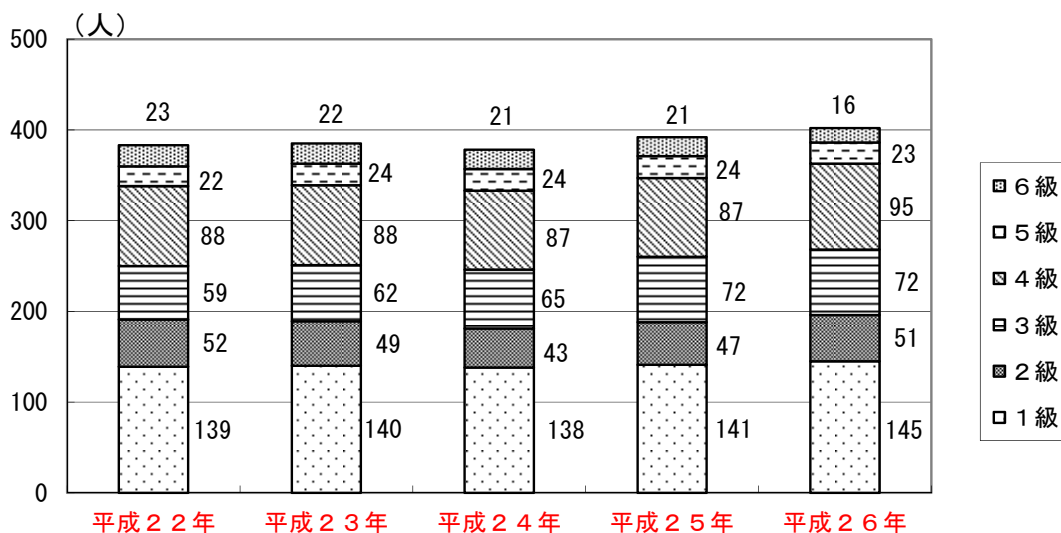
また、平成26年の1級と2級を合わせると196人となり、全体の48%を占め、重度の障がい程度の割合が大きい傾向が続いています。

表2 身体障害者手帳所持者の等級別の推移 (単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成22年	139	52	59	88	22	23	383
平成23年	140	49	62	88	24	22	385
平成24年	138	43	65	87	24	21	378
平成25年	141	47	72	87	24	21	392
平成26年	145	51	72	95	23	16	402

(各年4月1日現在)

図2 身体障害者手帳所持者の等級別の推移



身体障害者手帳所持者の年齢階層は、65歳以上の方が全体の70%となっており高齢者の方の割合が高くなっています。

表3 身体障害者手帳所持者の年齢別統計
(単位：人)

年齢階層	人数
5歳以下	1
6～11歳	1
12～17歳	0
18～29歳	6
30～39歳	12
40～49歳	22
50～64歳	75
65～79歳	171
80歳以上	114
合計	402

(平成26年4月1日現在)

② 知的障がい者（児）の状況

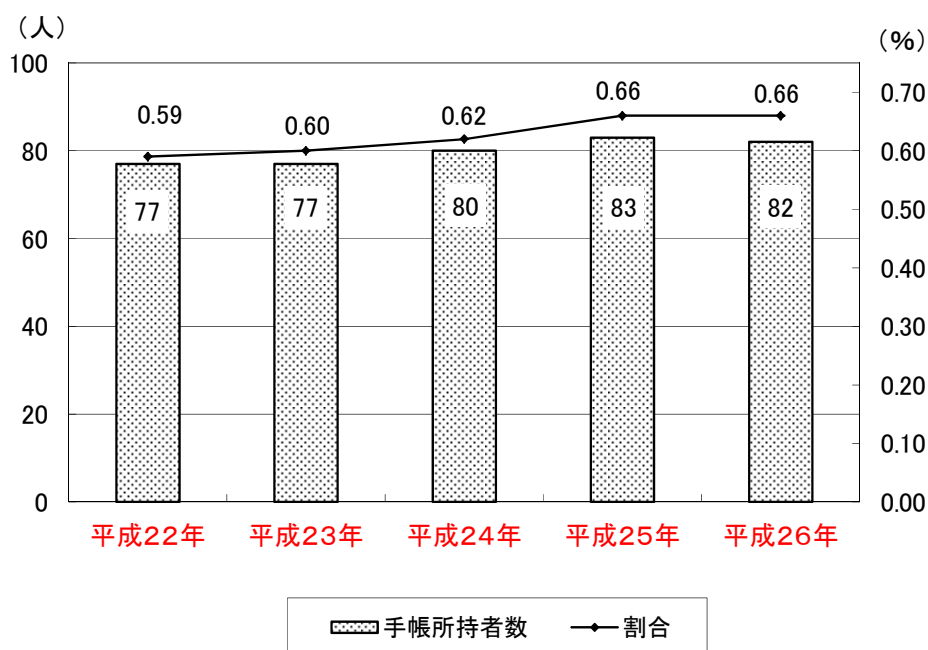
知的障がい者（児）数は、平成22年の77人から平成26年の82人と少しずつ増えています。総人口に占める割合は、平成22年の0.59%から平成26年現在では0.66%となっています。

表4 療育手帳所持者数の推移 (単位：人、%)

	総人口	手帳所持者	割合
平成22年	12,947	77	0.59
平成23年	12,850	77	0.60
平成24年	12,744	80	0.62
平成25年	12,537	83	0.66
平成26年	12,386	82	0.66

(各年4月1日現在)

図3 療育手帳所持者数の推移



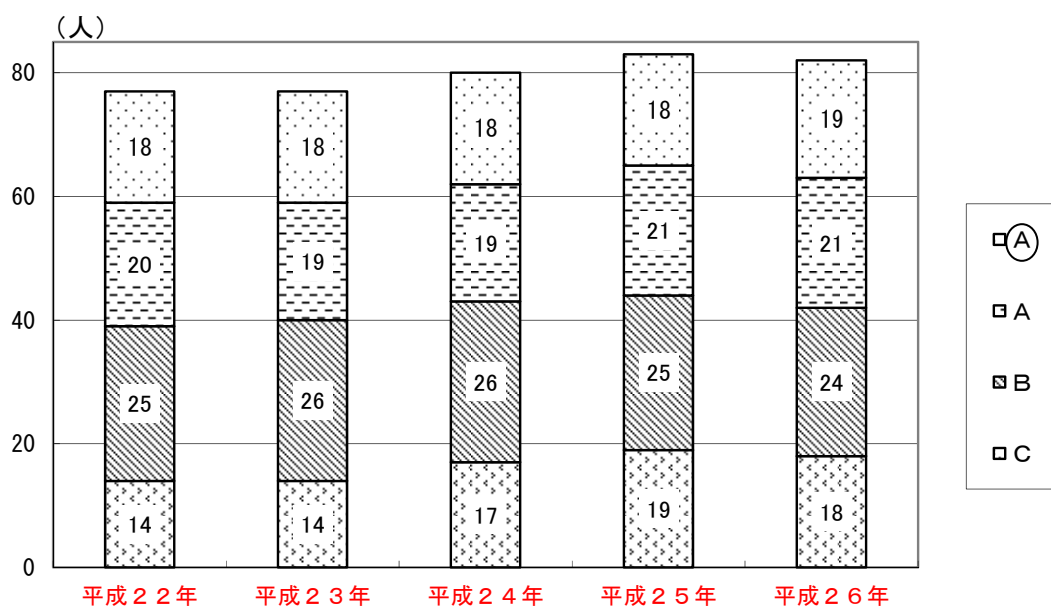
療育手帳所持者数の障がいの程度別では、程度Bが最も多く平成26年は、24人で全体の29.2%を占めています。増加傾向においては、程度Cが増加傾向にありますが、その他はほぼ横ばいとなっています。

表5 療育手帳所持者の障がいの程度別の推移 (単位：人)

	Ⓐ	A	B	C	合計
平成22年	18	20	25	14	77
平成23年	18	19	26	14	77
平成24年	18	19	26	17	80
平成25年	18	21	25	19	83
平成26年	19	21	24	18	82

(各年4月1日現在)

図4 療育手帳所持者の障がいの程度別の推移



療育手帳所持者の年齢階層は、18歳以上39歳以下の方が34人で全体の41%となっています。

表6 療育手帳所持者の年齢別統計
(単位：人)

年齢階層	人数
5歳以下	0
6～11歳	1
12～17歳	10
18～29歳	13
30～39歳	21
40～49歳	11
50～64歳	17
65～79歳	7
80歳以上	2
合計	82

(平成26年4月1日現在)

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者・精神通院医療受給者の状況

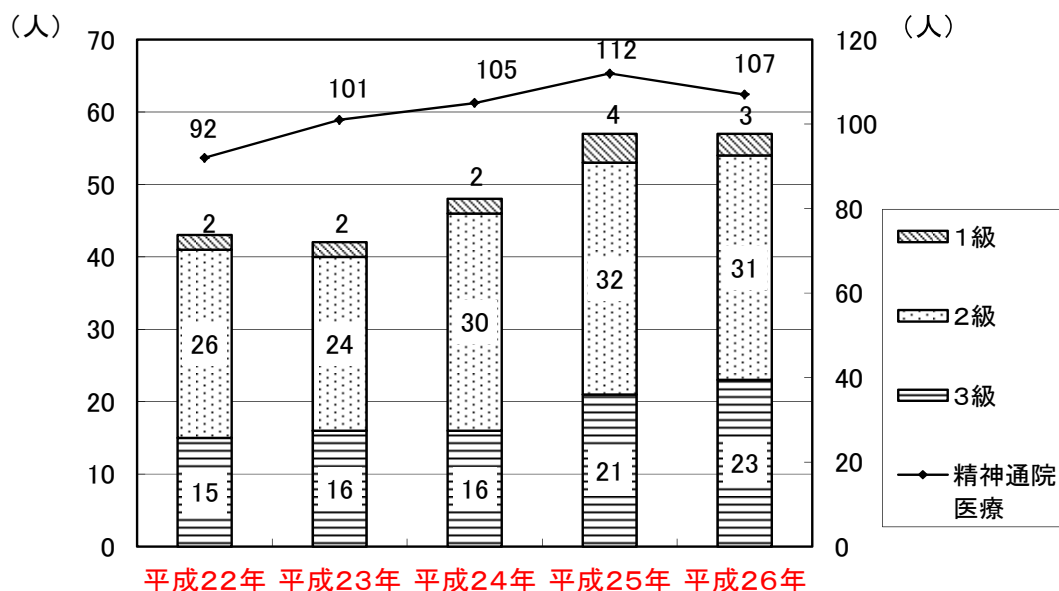
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成22年の43人に対し、平成26年には、57人と増加しています。障がいの等級別では、2級が31人で最も多く、次いで3級の23人となっています。精神通院医療受給者は平成22年の92人から平成26年には107人と大きく増加となっているため今後も増加することが予想されます。

表7 精神障害者保健福祉手帳所持者及び精神通院医療受給者の推移
(単位：人)

	1級	2級	3級	合計	精神通院医療
平成22年	2	26	15	43	92
平成23年	2	24	16	42	101
平成24年	2	30	16	48	105
平成25年	4	32	21	57	112
平成26年	3	31	23	57	107

(各年4月1日現在)

図5 精神障害者保健福祉手帳所持者及び精神通院医療受給者の推移



精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢階層は、30歳以上49歳以下の方が33人で全体の57.8%となっています。

表8 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別統計
(単位：人)

年齢階層	人数
5歳以下	0
6～11歳	0
12～17歳	0
18～29歳	3
30～39歳	14
40～49歳	19
50～64歳	8
65～79歳	13
80歳以上	0
合計	57

(平成26年4月1日現在)

④ 障がい支援（程度）区別の認定者数

障害者総合支援法では、障がい福祉サービスの支給決定にあたって、様々な状態の障がいのある方が支援の必要度に応じて公平にサービスを受けられるよう、障がいの支援等に関する尺度として、「障がい支援区分*」の制度が導入されています。

平成26年10月の障がい支援区別の認定者数は、44人となっています。区別では、区分6が16人で最も多く、次に、区分4が11人と障がいの程度が重い方が以前に比べ増加しています。

※平成26年4月から「障がい程度区分」から「障がい支援区分」に変更

表9 障がい支援（程度）区別認定者数

(平成22年10月1日現在)

(単位：人)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合計
非該当	0	0	0	0
区分1	2	0	2	4
区分2	1	5	3	9
区分3	0	3	0	3
区分4	0	6	0	6
区分5	2	0	0	2
区分6	2	5	0	7
合計	7	19	5	31

(平成23年10月1日現在)

(単位：人)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合計
非該当	0	0	0	0
区分1	2	0	0	2
区分2	1	6	1	8
区分3	0	3	0	3
区分4	0	8	2	10
区分5	1	1	0	2
区分6	1	8	0	9
合計	5	26	3	34

(平成24年10月1日現在)

(単位：人)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合計
非該当	0	0	0	0
区分1	3	0	0	3
区分2	1	5	2	8
区分3	0	2	0	2
区分4	1	9	0	10
区分5	0	1	0	1
区分6	4	9	0	13
合計	9	26	2	37

(平成25年10月1日現在)

(単位：人)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合計
非該当	0	0	0	0
区分1	3	0	1	4
区分2	0	5	3	8
区分3	0	3	0	3
区分4	1	9	0	10
区分5	0	2	0	2
区分6	5	10	0	15
合計	9	29	4	42

(平成26年10月1日現在)

(単位：人)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合計
非該当	0	0	0	0
区分1	3	0	1	4
区分2	0	4	3	7
区分3	0	3	1	4
区分4	1	10	0	11
区分5	0	2	0	2
区分6	3	13	0	16
合計	7	32	5	44

◎身体障がいと知的障がいの両方がある方は、知的障がい者に含めています。

⑤ 発達障がい者について

発達障がい者は、まだ、社会の中で十分に知られていない障がいであるため、社会的理解の促進に努めていく必要があります。

◎ 発達障がい者とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、LD（学習障がい）*、ADHD（注意欠陥多動性障がい）*、その他これに類する脳機能の障がいがあって、その発達障がいを有するために、日常生活または社会生活に制限を受ける人を言います。

⑥ 難病患者について

特定医療（指定難病）給付の受給者数は、平成22年の61人から平成26年の85人へ増加しています。小児慢性特定疾病医療給付の受給者数は、平成22年では8人、平成26年では9人となっています。

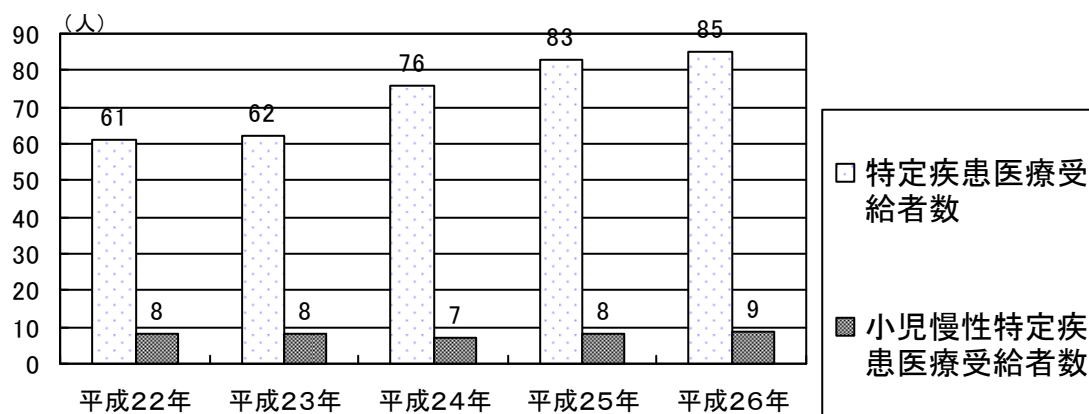
表10 難病患者数の推移

（単位：人）

	特定医療（指定難病）受給者数	小児慢性特定疾患医療受給者数	合計
平成22年	61	8	69
平成23年	62	8	70
平成24年	76	7	83
平成25年	83	8	91
平成26年	85	9	94

（各年4月1日現在）

図6 難病患者数の推移



第3章 計画の基本的考え方

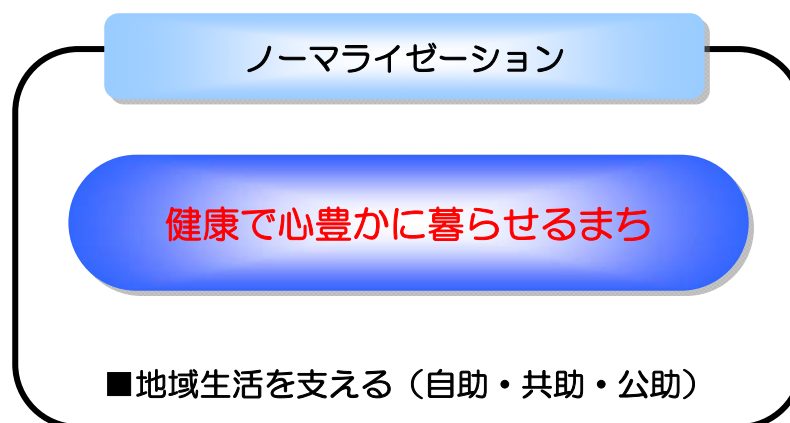
1 計画の基本理念

障がいのある方が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟にかつ効果的に事業を実施し、障がいのある方の福祉の増進を図るとともに、すべての人が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が送れるよう、支え合いの社会をつくる必要があります。

このため、「第五次越生町長期総合計画」の福祉分野での施策の展開を踏まえ、本町がこれからの障がい者福祉施策を推進するために、

「健康で心豊かに安心して暮らせるまち」

を基本理念とします。



2 計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の6つの基本目標を設定します。

(1) 障がいや障がいのある方に対する理解の高揚

誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活が送れるよう、ノーマライゼーションを確立するための啓発や福祉活動への参加を促進し、支え合いの社会づくりが必要です。

そのためには、障がいについての正しい知識を広め、障がいのある方に対する理解をさらに深めていくため、福祉教育や様々な機会を通じての広報・啓発活動の推進に努めます。知識だけでなく実際に障がいのある方と交流することを通じて障がいへの偏見や不安感を解消していくことも重要になってくることから障がいのある人とない人が交流する機会の拡充を進めていきます。

また、町民のやさしい心を育み、家庭や地域社会においてボランティア活動が促進されるよう、ボランティア及びボランティア団体の育成や活動を支援します。

(2) 福祉サービスの充実及び生活支援

障がいのある方を取りまく状況として、障がいの重度化、当事者や介助者の高齢化などにより、必要とするサービスも多様化しています。

そのため、障がいのある方の生活の利便性を図り、さらにその家族を含めた相談支援の充実とケアマネジメント*体制の確立が必要です。

また、地域生活が可能であるにもかかわらず長期間入所や入院している方が、地域に移行できるよう、障がい福祉サービスなどの充実に向けた支援を推進します。

具体的には、障がいのある方の自立と社会参加を促進するため、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスがいつでも受けられるよう、計画的に提供体制を整備するとともに、サービス提供事業所とも連携しサービスの質の向上及び基盤の拡充に努めます。

さらに、障がいのある方の地域生活を支援するため、コミュニケーションの支援や日常生活用具の給付等に応じ、地域生活支援事業の充実を図ります。

これらの福祉サービスなどの情報が適切に伝わるように、様々な媒体をとおし、積極的に情報提供を行います。

(3) 安全・安心の確保

障がいのある方はもとより、誰もが安心して快適な生活が送れるよう、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。

そのため、障がいの特性に配慮し、ユニバーサルデザイン*の視点から住環境の整備・改善に努めます。

さらに、障がいのある方が安心して生活を送ることができるよう、防災・防犯体制の充実を図ります。

(4) 保育・教育の充実

障がいのある子どもたちが、安心して地域の中で暮らせるよう支援していく必要があります。また、障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制の整備も必要です。

そのため、障がいのある子どもたちやその家族に対する相談・援助体制の充実を図り、個々の状況に応じた保育・教育環境づくりに努めます。

さらに、福祉、教育等の関係機関が連携し、ニーズに応じた支援を推進します。

また、障がいのある方の文化・スポーツ・レクリエーション活動など、生涯学習に対する支援を推進します。

(5) 自立への促進

仕事を持つということは、社会的・経済的に自立するための大きな条件と考えられます。また、働くことの喜びが生きがいにつながることもあります。

障がいの有無にかかわらず、就労の場を確保することが重要であり、社会的自立に向けた支援施策の充実が必要です。

今後も、関係機関との連携を図りながら、一般雇用はもとより、福祉的就労*も含め、障がいのある方一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労のための訓練や就労の機会の確保に努めるとともに工賃アップについてもサービス提供事業所における取り組みを支援していきます。

(6) 健康で安心できる保健・医療施策の充実

障がいの原因となる疾病の予防や早期発見のため、妊産婦、乳幼児期からの健康相談や健康教育、健康診査等の充実が大切です。さらに、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病*予防対策として、健康診査、健康相談等を充実さ

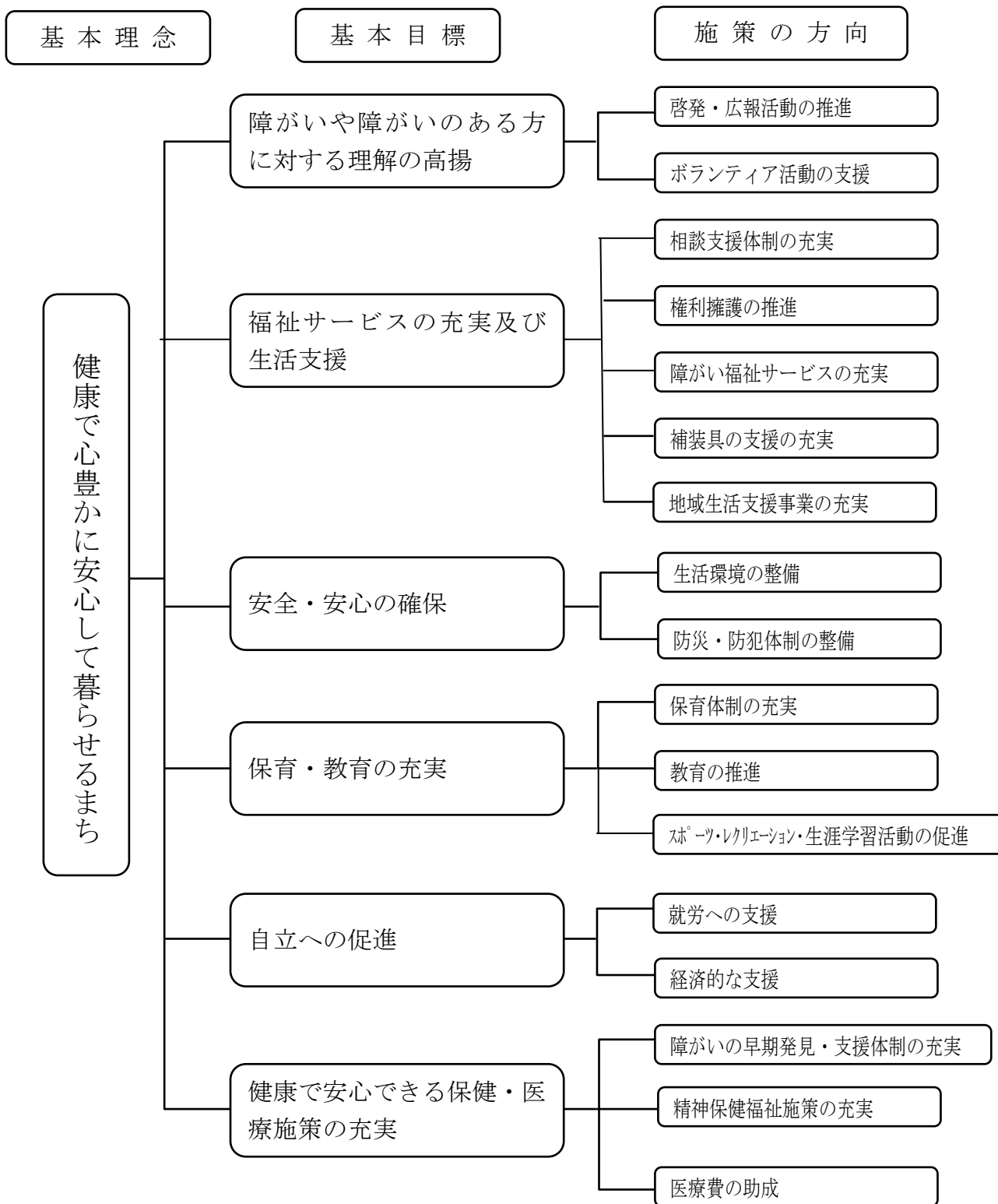
せる必要があります。

また、障がいの早期発見に努め、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携し、総合的な支援体制が必要です。さらに、障がいのある方に対しそのニーズに応じて適切な保健、医療、リハビリテーションが受けられるよう支援していきます。

精神保健については、現在、うつ病や自殺などが社会問題となっているため、心の健康に関する相談体制の充実に努める必要があります。また、精神障がいのある方の社会的入院（退院できる状態にもかかわらず、地域に受け入れ態勢が整っていないために退院できない人のこと）が問題となっており、精神障がいのある方への地域への理解を深めるため、啓発活動に努めるとともに地域でともに生活できるよう、相談及び社会復帰体制の充実に努める必要があります。併せて発達障がい者、難病患者等への支援もしていきます。

また、重度心身障害者医療費支給事業や自立支援医療の制度の周知を図る必要があります。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

1 障がいや障がいのある方に対する理解の高揚

(1) 啓発・広報活動の推進

【現状と課題】

障がいのある方もない方も誰もが、地域のなかで安心してともに生活できるような社会が必要です。

そのためには、障がいについての正しい知識や、障がいのある方への理解を深め、心のバリアを取り除く必要があります。

そのために、人権教育及び啓発に関する講演会や小・中学校における福祉教育を実施し、啓発活動に努めてきました。

また、障がいのある方自身の自立心の向上も大切であり、社会に参加するという強い意欲がもてるように町民全体の支援が必要です。

今後も、さらに障がいのことや障がいのある方への理解を深め、ともに生きる社会の実現を目指し、啓発、広報活動に取り組んでいく必要があります。

【施策の展開】

- 広報紙により、障がいに関する知識や情報を広め、また、障がいのことや障がいのある方に関心を持っていただくきっかけとして、障害者週間*の周知を図ります。
- 人権教育の講演会や講座等の啓発活動をとおして、障がいのことや障がいのある方への理解の促進に努めます。
- 地域の活動やまちづくりなどへの障がいある方自身や家族、関係者の方の積極的な参加を推進します。
- スポーツ大会等へのボランティアの一般参加を促進します。
- ボランティアの方の協力により「声の広報」を作成し広報の範囲を広げていきます。
- 社会福祉協議会で実施している総合学習支援プログラムの充実や、小・中学校等における福祉教育の充実を支援します。
- 障がいのある方の理解を深めるために社会福祉協議会で、小・中学校において車いす・アイマスク・手話体験・盲導犬体験など総合学習の技術提供の実施を支援します。

(2) ボランティア活動の支援

【現状と課題】

障がいのある方の地域生活を支えるために、ボランティア活動はとても重要です。そのために、ボランティア活動の拠点として社会福祉協議会内にボランティアセンターを設置して、ボランティアの人材育成や活動情報の発信などを行っています。本町では、平成19年度から「越生町高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」を社会福祉協議会に委託し、その事業の一環として「ボランティア入門講座*」を開設しシニア世代を対象に、地域を支える人材育成を行っています。今後も、町民の方々のボランティア活動への理解を深め積極的な参加を促進し、ボランティア活動の自主的な組織づくりや人材育成を支援する必要があります。

【施策の展開】

- 広報紙「ボランティアセンターだより」のさらなる充実および啓発活動を支援します。
- ボランティア入門講座によりボランティアの人材育成を支援します。

2 福祉サービスの充実及び生活支援

(1) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

障がいのある方が安心して生活していくためには、障がいのある方やその家族だけで悩みを抱え込まないように、気軽に相談できる体制づくりが必要です。また、障がいのある方の立場を守るために、権利擁護の推進が求められています。

相談窓口は、福祉ニーズを把握し、各種サービスの利用に結びつけるために重要な役割を担っています。

これまで、民生委員・児童委員や保健師などによる相談、社会福祉協議会の心配ごと及びなんでも相談、入間西障害者相談支援センター*などの専門職員による相談支援を実施してきました。

今後も、さらに相談支援体制の充実を図り、障がいのある方やその家族の心の支えとなり、多様化する福祉ニーズの把握から福祉サービスの利用への結びつけを推進します。

【施策の展開】

- 身近に相談できる民生委員・児童委員や社会福祉協議会及び保健師などにおける

相談体制の充実を図ります。

- 入間西障害者相談支援センターの周知や入間西障害者地域総合支援協議会*の活動を行ってきましたが今後、新たに一般的な相談支援事業者に加え指定特定一般相談支援事業者、障がい児相談支援事業者の指定を検討し更なる相談事業の向上を図ります。
- 入間西障害者基幹相談支援センターにおける地域の計画相談支援事業者の人材育成や指導助言など、相談支援体制の充実・強化を図るため、関係市町と連携を図ります。
- 入間西障害者相談支援センター及び町の職員による障がい者相談会の充実を図ります。
- 複雑化するニーズからサービスの利用まで、ケアマネジメント体制が図られるように、指定特定相談支援事業者との連携を図ります。

(2) 権利擁護の推進

【現状と課題】

平成24年10月に施行された「虐待防止、障害者の養護者に対する支援法に関する法律（障害者虐待防止法）」に伴い、本町では健康福祉課内に「越生町障害者虐待防止センター」を設置しました。障がいのある方に対する虐待の防止、虐待があった場合の早期発見と迅速・適切な対応を積極的に取り組むことが求められています。

また、平成25年6月に「障害者差別解消法」が成立し、平成28年4月1日施行されることに伴い、国の行政機関及び地方公共団体等については、「合理的配慮」が義務化されます。

平成26年度に実施した、「障害福祉に関するアンケート調査」の結果では、「障害のある方とない方がお互い理解し合い、共に生きる社会をつくっていくためには」の問いに、「障害についての理解が深められるよう、障害のない方への情報提供を充実する」が21.6%と高くなっています。また、「あなたの知っている越生町社会福祉協議会の活動は」の問いに、「法人後見事業*」が3.5%と認知度が低く、その周知と利用促進が求められます。

【施策の展開】

- 越生町障害者虐待防止センターの周知・啓発を図るとともに虐待の早期発見・早期対応ができるよう関係機関との連携を図ります。
- 障がいのある方の権利擁護の推進を図るため、成年後見制度*利用支援事業及び社会福祉協議会が実施する法人後見事業の周知や支援を行います。

- 社会福祉協議会と連携して福祉サービス利用促進事業を支援していきます。
- 障害者差別解消法に関する周知・啓発については、広報などを活用して実施します。

（３）障がい福祉サービス（介護給付・訓練等給付）の充実

【現状と課題】

障がいのある方が地域で自立した生活を営んでいくためには、様々なニーズに対応できる福祉サービスを充実し、介助にあたる家族の負担を軽減することが重要です。

本町では、これまでホームヘルプサービスやショートステイなどの介護給付や、日中活動の場における機能訓練や就労移行支援等の訓練等給付などの福祉サービスの提供を実施してきました。

障害者総合支援法に伴う制度改正により、障がいのある方への福祉サービスは「日中活動系」「居住系」「訪問系」の3つのサービスと「地域生活支援事業」に再編されています。

今後も、国や県の施策動向を踏まえながら、障がいのある方が地域での自立生活を送れるよう、福祉サービスを充実させる必要があります。

【施策の展開】

- 福祉サービスについて広報紙や町のホームページ、ガイドブックなどを利用し障がいのある方や家族の方に対し情報提供を行い周知していきます。
- 障がいのある方のニーズにあったサービスを利用できるよう、サービス提供事業所と連携し、サービスの提供体制の充実及び質の向上に努めます。
- 自立した地域生活を送れるよう住まいの場を確保するため、グループホーム等の整備の促進が図れるよう、関連法人などに働きかけます。

（４）補装具の支援の充実

【現状と課題】

障がいのある方の身体機能を補完または代替する機能を持つ補装具は、長期間にわたり継続的に使用されるもので、日常生活や職業生活を容易にするためには必要不可欠なものです。

補装具の新規購入や修理が必要となったときは、更生相談所*または、町が審査し適切であると確認した場合、その費用を利用者に支給します。

今後も障がいのある方に必要な補装具を適切に利用していただくために、更生相

談所などの関係機関との連携を図る必要があります。

【施策の展開】

- 更生相談所などの関係機関と連携し、適正な補装具の利用促進を図るとともに、支援体制のさらなる充実を図ります。

(5) 地域生活支援事業の充実

【現状と課題】

地域生活支援事業とは、障がいのある方がその有する能力及び適正に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況を踏まえた柔軟な形態で事業を展開するものです。

本町においては、福祉タクシー利用料金助成事業や自動車燃料費補助事業、日常生活用具給付事業等を実施しています。

また、周辺市町とともに地域活動支援センターを開設し、サークル活動やレクリエーションを実施するなど、障がいのある方同士の交流の場を提供しています。

さらに、請負作業や食品販売などをとおして就労訓練や社会との交流を図っています。

平成26年度に実施した、「障害福祉に関するアンケート調査」の結果では、「どのような手助けが必要ですか」の問いに「外出」を希望する方が多くいました。

今後も、障がいのある方が地域で自立生活していくことを支援する仕組みづくりを柔軟に図っていく必要があります。

【施策の展開】

- ヘルパーなどの派遣による移動支援事業を行うとともに、福祉タクシー利用券の交付や自動車燃料費の助成を継続し外出支援を強化していきます。同様に、自動車改造費の助成、自動車運転免許取得費の補助も継続していきます。また、新たに視覚障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むための外出支援として同行援護を提供します。
- 日常生活用具の適切な給付や情報提供に努めます。
- コミュニケーション支援を必要とする障がいのある方に対して、手話通訳者などを派遣します。
- 地域活動支援センター事業の拡充を図ります。

3 安全・安心の確保

(1) 生活環境の整備

【現状と課題】

本町では、これまで、住宅改修に対する助成や埼玉県福祉のまちづくり条例*に基づいた道路整備や公共施設等の生活空間のバリアフリー*化に努めてきました。

平成26年度に実施した、「障害福祉に関するアンケート調査」の結果をみると「トイレ、浴室、玄関、廊下等に手すりをつけたい」という意向を持つ障がいのある方が多くいます。

今後も、障がいのある方はもとより誰もが安全に安心して生活し、社会参加ができるよう住宅から交通機関に至るまで連続したバリアフリー環境の整備が必要です。

【施策の展開】

- 障がいのある方の生活に適応した住宅改修に対して、助成制度を行うとともに、制度の周知に努めます。
- 住宅の改修にあたって様々な相談に対し、更生相談所と連携し、訪問による障がいの特性に応じた具体的な指導・助言を行い、住宅のバリアフリー化に努めます。
- バリアフリー新法に基づき、障がいのある方が安全に、また、快適に利用できるよう、引き続き公共施設のバリアフリー整備を進めます。

(2) 防災・防犯体制の整備

【現状と課題】

平成26年度に実施した、「障害福祉に関するアンケート調査」の結果をみると、災害発生時における不安を「強く感じている」と回答した方が約5割います。また、約3割の方が災害発生時に一人では避難できないという回答をしています。その不安の解消を図るため、防災対策を障がいのある方の視点から再点検し、災害時の避難対策などの仕組みづくりを推進する必要があります。

また、犯罪や事故等に対処するためには、地域の情報を共有し、障がいのある方がそれらに巻き込まれないよう地域で見守る体制づくりが必要です。

現在、本町では、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、事業所などと防災及び防犯に関する協定を締結し、協力体制の整備を進めています。また、平成27年度より避難行動要支援者名簿*の作成を開始し自治会、民生委員・児童委員を中心とした自主防災に努めます。

【施策の展開】

- 越生町地域防災計画に基づき、関係機関との連携を図りながら、障がいのある方の避難、誘導等に関する体制の充実に努めます。また、防災意識を高めるために、障がいのある方も含めた防災訓練を実施します。
- 防災担当と連携し災害発生時に備え、避難行動要支援者の支援を進めていきます。
- 日常生活の緊急事態における不安を解消するために、緊急通報システムの利用促進を図ります。
- 聴覚障がいのある方を中心として、緊急時に対応できるよう、ファックス119番*などの周知を図ります。
- 犯罪や事故等に対する障がいのある方の安全を確保するため、民生委員・児童委員をはじめ地域の方々や関係機関との協力体制を築きます。
- 障がいのある方が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、今後も事業所などと防災及び防犯に関する協定を締結し、協力体制を充実させるとともに連携を強化します。
- 障がいのある方や、75歳以上の高齢の方などが、自宅での緊急時において救急隊員等が迅速な対応に寄与するように、救急医療情報キットの「うめりん救急あんしんキット」を配布します。

4 保育・教育の充実

(1) 保育体制の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもが乳幼児期において、地域のなかで障がいのない子どもと過ごすことは、ごく自然なことであり、ノーマライゼーションの第一歩と考えられます。また、それにより障がいのある子どもの心身の発達を促すことも多くみうけられます。

このようなことから、障がいのある子どもの保育園での受け入れ体制の整備に努めており現在、町内の保育園は障がいのある子どもの受け入れが可能となっています。

また、学童保育体制の整備として、学童保育室をそれぞれの小学校区に設置し、保護者の就労を支援しています。

今後も、障がいのある子どもの保育園などでの受け入れ体制の整備に努める必要があります。

【施策の展開】

- 保育担当者の専門的知識及び技術の向上を目指した研修への積極的な参加を図

ります。

- 発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設への巡回等支援を実施し、施設職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を実施します。
- 学童保育についても、障がいのある子どもの受け入れ体制を整えるため、指導員研修の充実や状況に応じた指導員の増員、施設の整備を図ります。

(2) 教育の推進

【現状と課題】

町内の小・中学校では、インクルーシブ教育システム*の理念に基づく教育の実現を目指し、児童・生徒一人ひとりの障がいに応じた教育の充実に向け、取り組んでいます。

交流及び共同学習では、特別支援学級に在籍する児童・生徒がその障がいの程度に合わせ、通常の学級の授業を受けたり、特別支援学校（従前の盲・ろう・養護学校）に在籍する児童・生徒が小・中学校で実施する行事などに参加しています。

また、教員の指導力向上に向け、LD（学習障がい）*、ADHD（注意欠陥/多動性障がい）*、高機能自閉症等の障がいについての研修の推進を行っています。

そして、校内就学相談委員会や町の就学支援委員会において、個々に応じた教育が受けられるよう保護者との適切な連携が必要となっています。

今後も、引き続き、これらの取組の充実を図る必要があります。

【施策の展開】

- 小・中学校における交流及び共同学習の充実や支援籍*の普及、啓発を図ります。
- 障がいの内容や程度に応じた適切な指導を行うため、教職員のさらなる研修の充実を図ります。
- 障がいのある子どもが適切な教育が受けられるよう、校内就学相談委員会や町の就学支援委員会と保護者との適切な連携を図ります。
- 障がいのある子どもに配慮したトイレや玄関の改修等、学校施設の整備に努めます。
- 特別支援学校等に通学等している子どもがいる世帯に、経済的負担軽減を図るため、心身障がい児通園（学）奨励費制度の周知を図り、適切な給付が確保されるよう努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進

【現状と課題】

本町では、これまで、障がいのある方の健康増進や社会参加の拡大、交流の促進を図るために県が主催する彩の国ふれあいピックに参加してきました。

今後も、障がいのある方がスポーツや文化活動を楽しみ多くの人々とふれあう機会を提供していく必要があります。

また、障がいのある方の自主的な芸術・文化・スポーツ活動が継続的に行われるような支援が必要です。

【施策の展開】

- 埼玉県障害者スポーツ協会などと連携を図りながら、障がいのある方のスポーツの振興を図ります。
- 障がいのある方がイベントなどに参加しやすい会場設定や講座・教室の内容等の充実に努めます。

5 自立への促進

(1) 就労への支援

【現状と課題】

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには、就労に対する意欲や就労先の確保が必要不可欠です。しかしながら、現状では、障がいのある方が就労を希望しても就労の機会を得られていない状況です。また、平成26年度に実施した、「障害福祉に関するアンケート調査」の結果をみると、実際に就労している方は、「収入が少ない」「自分の障がい理解されにくい」などの不安があるようです。

本町では、ハローワーク飯能管内の市町や関係機関により、障害者雇用連絡会議を設け、雇用促進と職業の安定を図っています。また、平成23年4月に毛呂山町と合同で毛呂山町・越生町就労支援センターを設置いたしました。

今後も、ハローワーク飯能などの労働行政関係機関や就労支援センターと連携をとりながら、就労を希望する障がいのある方への支援や事業主への理解促進を図っていく必要があります。

また、障がいの状況や本人の適正に応じて、福祉的就労が可能な事業所や地域活動支援センター等、いくつかの選択肢を確保する必要があります。

【施策の展開】

- 就労を希望する障がいのある方への支援が的確に行えるよう、ハローワーク飯能など労働行政機関及び特別支援学校等の教育機関との連携を図ります。
- 障がいのある方の自立と社会参加及び社会復帰の場として、地域活動支援センターなどの運営を支援します。
- 総合的に就労に関する支援を行う「障害者就労支援センター」の周知及び利用者の拡大を進めます。
- 毎年9月の「障害者雇用月間」を中心に雇用率の向上や事業者側の障がいのある方の受け入れ体制の整備を各機関と連携して推進します。
- 障がいのある方の多様な就業の機会を確保するため、障がい者就労施設等が提供する物品等を優先的に購入するように努めます。

(2) 経済的な支援**【現状と課題】**

地域で安定した生活を送るために、障がいのある方に対して、各種手当の給付を行っています。

制度を知らずに受けられないことのないよう、制度の周知を図るなど利用の促進が必要です。

そのため、今後とも、障がいのある方が、年金・各種手当等を適切に受けられるよう情報を提供する必要があります。

【施策の展開】

- 障害基礎年金や在宅重度心身障害者手当、特別障害者手当等について、適切に申請がなされるよう、相談及び制度の周知に努めます。
- 障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担の見直しなどを検討します。
- グループホームの入居者に対しては家賃補助を行います。

6 健康で安心できる保健・医療施策の充実**(1) 障がいの早期発見・支援体制の充実****【現状と課題】**

乳幼児に対する相談、訪問指導や母子保健関係者連絡会を実施し、保育園、幼稚園だけでなく、必要に応じて教育委員会や医療機関との連携に努めています。

また、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病対策として、健康診査、健康相談等を

実施しています。

今後も、より一層、乳幼児の各種健診や発育相談を充実させ、早期発見に努めるとともに、保健、医療、福祉、教育関係機関との連携を図る必要があります。

【施策の展開】

- 障がいのある子どもの保護者の心のケアとして、交流の場をつくるように努めます。
- 生活習慣病予防対策として、健康診査・健康相談・健康教育等の充実を努めます。
- 医療機関と連携し相談・治療・福祉サービスの提供などの支援をしていきます。

(2) 精神保健福祉施策の充実

【現状と課題】

精神疾患のある方への理解を深め、住みよい暮らしと社会参加を推進するために、啓発活動は大切であり、現在、広報紙への掲載や講演会等を行っています。

また、地域での社会復帰支援事業としてソーシャルクラブ（社会復帰相談指導事業）を実施しており、精神疾患のある方がグループ活動をとおして、交流を図り、社会復帰のための訓練を行っています。また、ボランティアの支援もいただいています。

さらに、保健師による健康相談や訪問指導の実施、家族同士の交流を図るために、家族のつどいを開催しています。

今後は、関連するサービスの内容をさらに充実させ、利用促進が図れるよう努める必要があります。

【施策の展開】

- 精神疾患のある方に対し、ソーシャルクラブ・家族のつどいの充実を努めるとともに相談や訪問等を推進し、積極的に利用できる保健福祉サービスの拡大を図ります。
- 坂戸保健所、入間西障害者相談支援センターや医療機関等との連携に努めます。
- 精神障がいのある方への理解を深めるための啓発活動を推進するため、講演会やボランティアの育成を支援します。
- 介助者の負担軽減のためにヘルパー事業、短期入所などの在宅サービスの充実を努めるとともに事業所との連携を図ります。

(3) 医療費の助成

【現状と課題】

障がいのある方の医療費の負担を軽減するため、重度心身障害者医療費支給事業を実施してきました。しかし、実際に医療費の支給を受けていない方が多くみられます。

また、平成18年4月に施行された障害者自立支援法によって、更生医療、育成医療、精神通院医療が自立支援医療として、手続の仕組みが統一されました。(育成医療は、平成25年度から市町村で実施しています。)

平成26年度に実施した、「障害福祉に関するアンケート調査」の結果では、「町が重点的に進めていくべき施策」の問いに対し、約4割の方が「障がい者が受けやすい医療体制の充実」と回答しています。

【施策の展開】

- 重度心身障害者医療費支給事業や自立支援医療の制度の周知徹底に努めます。
- 重度心身障害者医療費支給事業は、越生町・毛呂山町区域内の指定医療機関において、現物給付化を図ります。
- 医療機関等と連携し障がいのある方に配慮した医療体制を検討していきます。

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制の確立

本計画を推進していくためには、福祉、保健、医療の分野はもとより、教育、労働、環境、防災・防犯等の広範囲に及ぶ連携が必要です。

そのため、庁内における推進体制としては、健康福祉課を中心として、関連する部署との連携を密接にし、状況に応じた柔軟な対応が迅速に図れるよう努めていきます。

さらに、その対応を十分なものにするために、常日頃から、障がい者関係団体との連携も密接なものにしなければなりません。

同様に、地域社会、近隣市町、国・県との連携も欠かすことはできません。従来からの、協力関係をより強固なものとし、スムーズな計画推進のための体制確立を図ります。

2 計画の評価・管理

障がいのある方のニーズや社会状況の様々な変化を的確にとらえ、本計画が着実に実現されているかを検証するために、「越生町障がい者計画等推進委員会」により、施策の進捗状況の管理やその評価等を行います。

また、近隣の市町で組織している入間西障害者総合支援協議会の意見を踏まえて本計画の問題点の把握や評価等を行います。

第4期越生町障がい福祉計画

第1章 障がい福祉計画策定にあたって

1 障がい福祉計画の趣旨

障がい者福祉施策については、平成18年4月から、障がい者福祉施策の改革となる障害者自立支援法が施行されましたが、利用者負担が応能負担からサービスの利用に応じ定率1割の利用者負担となったことで論議が起きました。そのため、障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会において、制度の谷間のない支援や個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法（仮称）」の制定に向け検討されてきました。

国は同委員会の検討を踏まえ、法律の名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改め、平成25年4月から施行しました。

その間、障害者基本法の改正を踏まえた規定の整備として障がい者の定義の変更、相談支援体制の充実・強化等や、障害者虐待防止法の成立を踏まえた規定の整備により障害者虐待防止センターを中心とした虐待防止に取り組みました。

このような近年の障がいのある方を取りまく環境の変化をうけ、障がいのある方もない方も地域の中で安心してともに暮らしていけるノーマライゼーションのさらなる定着を進めるために、第5期越生町障がい者計画を策定しています。

そして、この第4期越生町障がい福祉計画では、第5期越生町障がい者計画に掲げられた障がい福祉サービスに関して、より具体的、計画的にサービス提供するために策定するものです。

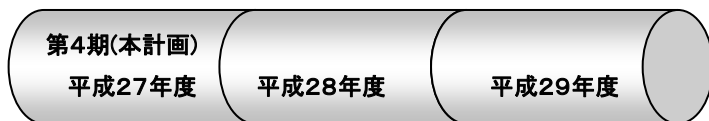
2 計画の位置づけ

本計画は、平成29年度の数値目標及び障がい福祉サービスごとの見込量を具体的に掲げるもので、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」と位置づけられるものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度を目標年度とした、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。また、次期計画の期間は、平成29年度に見直し、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

【第4期越生町障がい福祉計画の策定期間】



第2章 計画の基本的考え方

1 基本理念

本計画は、上位計画の第5期越生町障がい者計画の基本理念である「健康で心豊かに安心して暮らせるまち」を基本理念とするものです。

2 基本方針

本計画は、国の基本指針により、障がいのある方の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、策定するものです。

本町においては、次の三項目を基本方針とします。

(1) 障がいのある方の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある方の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある方が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの提供

障がい福祉サービスの対象となっている身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者並びに難病患者等であって、18歳以上の者並びに障がい児のサービスの充実を図ります。

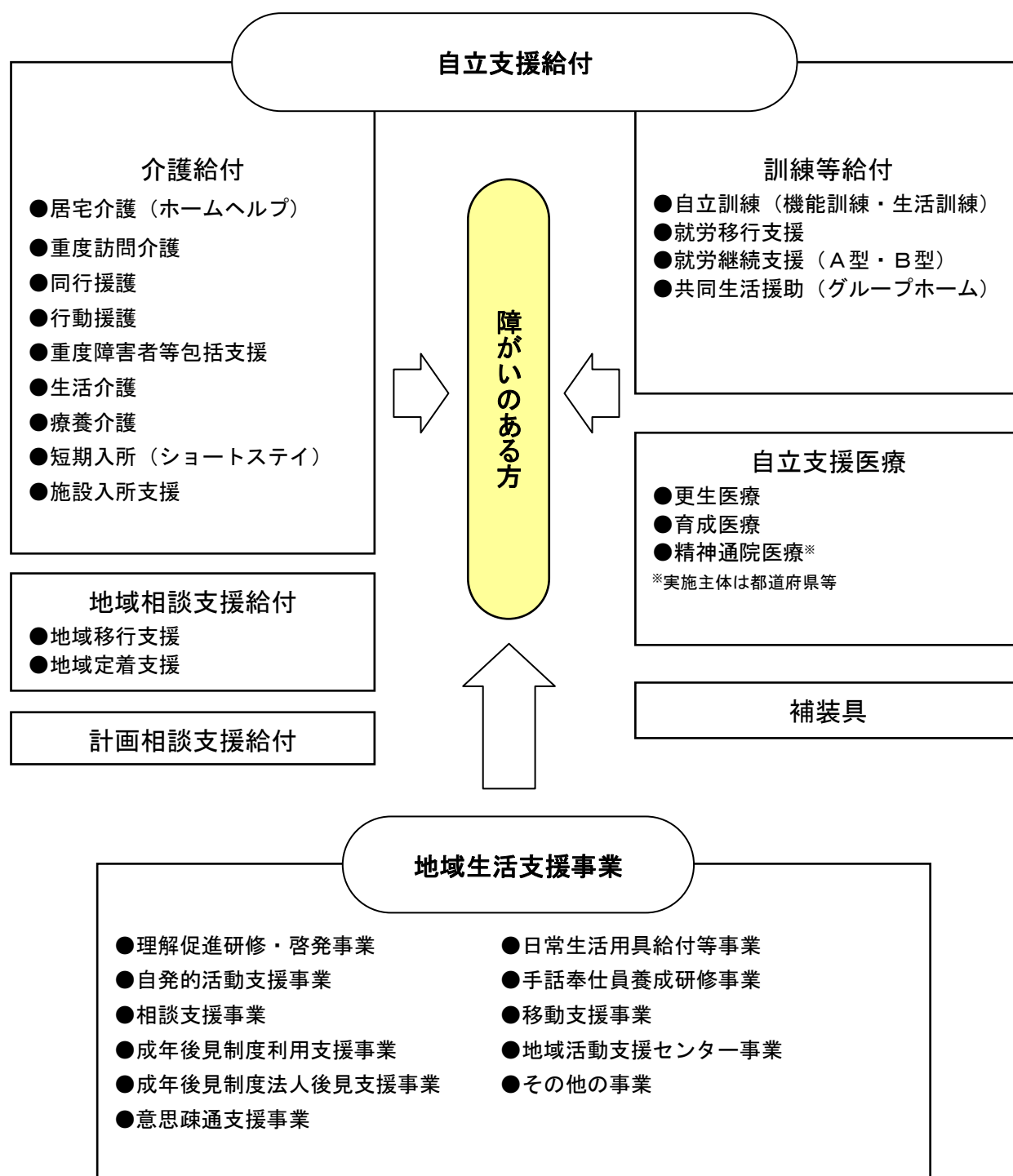
また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者についても、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、その旨の周知を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある方の自立支援の観点から、入所施設や病院からの地域生活への移行や、一般就労をするための就労支援といった課題に対応したサービス提供体制の整備を進めます。

第3章 平成29年度の数値目標及び見込量

1 障害者総合支援法によるサービス



2 平成29年度の数値目標

(1) 施設の入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいのある方が、自立訓練事業などのサービスを利用することで、グループホームや一般住宅等に移行し地域生活を送れるようになることを目指し、平成29年度末までに地域生活へ移行する人の数値目標を設定します。

項目	数値	考え方
平成25年度末の施設入所者数 (A)	12人	平成25年度末の施設入所者数
平成29年度末の施設入所者数 (B)	11人	平成29年度末の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数 (C)	2人	(A)のうち平成29年度末までに施設入所からグループホーム等へ移行する者の数
地域生活移行率	16.6%	(C/A) 目標は12%以上
【目標値】 施設入所者削減見込(D)	—	差引減少見込数(A-B)
削減率	—	(D/A)

<国の基本指針>

平成29年度末における地域生活移行者の目標値を設定する。平成25年末時点の施設入所者数の12%以上とし、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とする。

<埼玉県の基本的考え方>

地域生活移行者数は国と同様12%以上とするが、障害者施設入所者の削減目標は設定しない。埼玉県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などにより地域生活が困難な者が多数入所待ちしている状況である。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

精神障がいのある方の地域生活への移行については、国の基本指針において、市町村における成果目標は定められていませんが、都道府県の成果目標を踏まえた活動指標を設定することとされていることから、埼玉県における成果目標に併せることとします。

項目	数値	考え方
【目標値】 入院後3ヶ月時点での 退院率	— %	目標は設定しません
【目標値】 入院後1年時点の 退院率	76 %	退院率76%を目標とします
【目標値】 在院期間1年以上の 長期在院者数	11人 (21.4%)	18%以上の削減を目標とします (県の推計値)

<国の基本指針>

入院後3ヶ月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率並びに長期在院者数に関する目標値を設定する。

入院後3ヶ月時点の退院率は平成29年度における目標を64%以上とし、入院後1年時点の退院率は平成29年度における目標を91%以上とすることを基本とする。

また、長期在院者数については、平成29年度6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減することを基本とする。

<埼玉県の基本的な考え方>

1年未満入院者の平均退院率を平成29年度に76%とすることを目標とする。(埼玉県地域保健医療計画における精神科病院入院患者の退院にかかる目標と同じ目標値とする。)

また、『在院期間1年以上の長期在院者数』を国の基本指針と同様に18%以上削減する。なお、『入院後3ヶ月時点の退院率』は設定しない。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

埼玉県的基本的考え方が未定のため、今後、県の動向を踏まえて目標を設定いたします。

<国の基本指針>

障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくりなど）の集約を行う拠点（『地域生活支援拠点等』）を、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

<埼玉県の基本的考え方>

未定

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、就労支援の充実を目指し平成29年度における数値目標を定めます。

項目	数値	考え方
平成24年度の年間一般就労移行者数	2人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成29年度の年間一般就労移行者数	3人 (3割以上)	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 3割以上増やすことを目標とします

<国の基本指針>

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。

<埼玉県の基本的考え方>

平成29年度の年間一般就労移行者数は、平成24年度の移行実績の3割以上増やすことを基本とする。

(5) 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、就労支援の充実を目指し平成29年度末における数値目標を定めます。

項目	数値	考え方
平成25年度末の 就労移行支援事業の 利用者数	2人	平成25年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】 平成29年度末の 就労移行支援事業の 利用者数	2人 (6割以上)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する者の数 6割以上増やすことを目標とします
【目標値】 就労移行率3割以上を 達成した事業所の割合	100%	現在、就労移行支援事業所はありませんが、計画期間中に新たに設置された場合を想定して目標を設定しました

<国の基本指針>

平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率は、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

<埼玉県の基本的考え方>

国の基本指針と同様。

3 障がい福祉サービス及び相談支援の見込量

(1) 年度ごとの障がい福祉サービス及び相談支援の見込量

① 訪問系サービス

a 居宅介護（ホームヘルプ）

入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護を行います。

b 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または、重度の知的・精神障がい者で、常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時における移動支援までを総合的にを行います。

c 同行援護

重度の視覚障がいにより、移動に著しい困難がある方に対して、外出時に同行して移動の援護や支援を行います。

d 行動援護

知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な方に、外出時の移動の支援や行動する際に生じる危険を回避するための援護など、外出時の移動支援を行います。

e 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い方[※]に居宅介護などの複数の福祉サービスを組み合わせて包括的に支援を行います。

※ 介護の必要性がとて高い方

意思疎通がとて困難で、重度訪問介護の対象者であって、四肢すべてに麻痺などがあり寝たきり状態にある方で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある方、または最重度の知的障がいのある方が対象となります。

表1 訪問系サービスの見込量

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	15人	16人	17人
	必要見込量	315時間	336時間	357時間

※「利用者数」＝「月間の利用者数」

※「必要見込量」＝「月間の利用者数」×「1人1か月あたりの平均利用時間数」

② 日中活動系サービス

a 生活介護

主に昼間、障がい者支援施設などにおいて入浴、排せつ及び食事の介護や創作活動、または生産活動の機会の提供、その他身体機能及び生活能力の向上のために必要な支援を行います。

b 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活、または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能、または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

c 就労移行支援

就労を希望する方に対し、一定期間、生産活動、職場体験、その他活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。

d 就労継続支援（A型・B型）

一般企業などに就労することが困難な方に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

e 療養介護

主に昼間、医療機関において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上のサービスを提供します。

f 短期入所（ショートステイ）

介護する方の疾病などにより、短期間、障がい者支援施設、児童福祉施設等で、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行います。

表2 日中活動系サービスの見込量

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	利用者数	22人	23人	24人
	必要見込量	462人日分	483人日分	504人日分
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	0人	0人	0人
	必要見込量	0人日分	0人日分	0人日分
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	1人	2人	2人
	必要見込量	18人日分	36人日分	36人日分
就労移行支援	利用者数	3人	3人	4人
	必要見込量	57人日分	57人日分	76人日分
就労継続支援 (A型)	利用者数	0人	0人	0人
	必要見込量	0人日分	0人日分	0人日分
就労継続支援 (B型)	利用者数	26人	27人	28人
	必要見込量	468人日分	486人日分	504人日分
療養介護	利用者数	4人	4人	5人
短期入所 (福祉型)	利用者数	2人	2人	3人
	必要見込量	8人日分	8人日分	12人日分
短期入所 (医療型)	利用者数	3人	3人	3人
	必要見込量	12人日分	12人日分	12人日分

※「利用者数」＝「月間の利用者数」

※「必要見込量」＝「月間の利用者数」×「1人1か月あたりの平均利用日数」

③ 居住系サービス

a 共同生活援助（グループホーム）

主に夜間、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。

b 施設入所支援

施設に入所する障がいのある方に対し、主に夜間、入浴、排せつ及び食事の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

表3 居住系サービスの見込量

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	必要見込量	16人	17人	18人
施設入所支援	必要見込量	12人	11人	11人

※「必要見込量」＝「月間の利用者数」

④ 相談支援サービス

a 計画相談支援

障がいのある方の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けてサービス等利用計画書の作成、サービス事業者との調整、モニタリング等の支援をケアマネジメントにより支援を行います。

b 地域移行支援

施設入所や入院から地域での生活に移行するための、住居の確保などの入居支援や新たな生活の準備等のため外出への同行支援についてなど必要な支援を行います。

c 地域定着支援

居宅で一人暮らしをしている人や、家庭の状況等により同居している家族による、支援を受けられない障がいのある方の24時間緊急時における、連絡体制の確保、訪問、相談等の必要なサポート体制の確保について支援を行います。

表4 計画相談支援サービスの見込量

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	必要見込量	11人	11人	12人
地域移行支援	必要見込量	1人	1人	1人
地域定着支援	必要見込量	1人	1人	1人

※「必要見込量」＝「月間の利用者数」

4 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障がいのある方が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または、社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施して、障がいのある方などの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものです。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある方の理解を深めるための研修・啓発を行います。

表5 理解促進研修・啓発事業の見込量

【必要見込量】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある方、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取組みを支援します。

表6 自発的活動支援事業の見込量

【必要見込量】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	—	—	実施

(3) 相談支援事業

障がいのある方の相談に応じ、必要な情報提供及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある方の権利擁護のために必要な支援を行います。

表7 相談支援事業の見込量**【必要見込量】**

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有	有	有
住宅入居等支援事業	無	無	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある方に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。

表8 成年後見制度利用支援事業の見込量**【必要見込量】**

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	1人	1人	1人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

表9 成年後見制度法人後見支援事業の見込量

【必要見込量】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業	—	—	実施

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方に、手話通訳者などの派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

表10 意思疎通支援事業の見込量

【必要見込量】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	1人	1人	1人
手話通訳者設置事業	無	無	無

(7) 日常生活用具給付等事業

障がいのある方の日常生活の困難を改善し、自立及び社会参加を支援するために日常生活用具の給付などを行います。

表11 日常生活用具給付等事業の見込量**【必要見込量】**

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日常生活用具給付等事業	29人	31人	31人
介護・訓練支援用具	1人	1人	1人
自立生活支援用具	1人	1人	1人
在宅療養等支援用具	1人	1人	1人
情報・意思疎通支援用具	1人	1人	1人
排せつ管理支援用具	24人	26人	26人
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1人	1人	1人

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。

表12 手話奉仕員養成研修事業の見込量**【必要見込量】**

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	0人	0人	1人

※養成講習終了見込み者数（登録見込み者数）

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を支援します。

表13 移動支援事業の見込量

【必要見込量】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	実利用者数	4人	4人	4人
	延べ利用時間数	48時間	48時間	48時間

(10) 地域活動支援センター事業

障がいのある方に創作的活動または生産活動の機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

表14 地域活動支援センター事業の見込量

【必要見込量】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター事業 (町外)	実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	実利用者数	15人	15人	15人

(11) その他の事業**・巡回支援専門員整備事業**

発達障がいなどに関する知識を有する専門員が保育所に訪問し、保育士や保護者に対して障がいの早期発見・早期対応のための助言などの支援を行います。

表15 巡回支援専門員整備事業の見込量**【必要見込量】**

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
巡回支援専門員 整備事業	実施個所数	2箇所	2箇所	2箇所
	実利用者数	4人	4人	4人

・訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいのある方に訪問により、居宅において入浴サービスを提供する事業

・更生訓練費支給事業

就労移行支援事業利用者や施設入所者等に更生訓練費を支給する事業

・日中一時支援事業

障がいのある方の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等必要な支援を行う事業

・自動車運転免許取得費補助事業

障がいのある方に対して、自動車運転免許取得にかかる費用を補助する事業

・自動車改造費補助事業

身体障がいのある方に対して、自動車改造にかかる費用を補助する事業

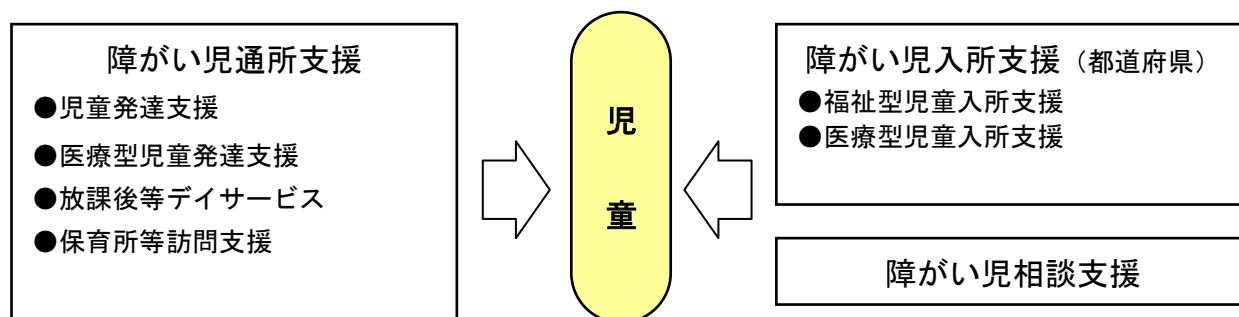
・福祉タクシー利用料金助成事業

重度の障がいのある方に、タクシー券を交付し、タクシー利用料金を助成する事業

・重度心身障害者自動車等燃料費補助事業

重度の障がいのある方に、自動車などの燃料費の一部を助成する事業

5 児童福祉法による障がい児サービス



(1) 障がい児サービス及び相談支援の見込量

① 障がい児通所支援

a 児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における、基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練など、必要な支援を行います。

b 放課後等デイサービス

学校の授業終了後や学校の休業日などに行う、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの必要な支援を行います。

c 保育所等訪問支援

児童指導員等が保育所などに訪問し、障がい児が集団生活を営む施設での、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

d 医療型児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における、基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うとともに、身体状況により、治療も行います。

表16 障がい児通所支援の見込量

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	利用者数	1人	1人	1人
	必要見込量	1人日分	1人日分	1人日分
放課後等 デイサービス	利用者数	6人	7人	7人
	必要見込量	78人日分	91人日分	91人日分
保育所等 訪問支援	利用者数	1人	1人	1人
	必要見込量	1人日分	1人日分	1人日分
医療型 児童発達支援	利用者数	1人	1人	1人
	必要見込量	1人日分	1人日分	1人日分

※「必要見込量」＝「月間の利用者数」

② 障がい児相談支援

a 障がい児相談支援

障がい児の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けてサービス等利用計画書の作成、サービス事業者との調整、モニタリング等の支援をケアマネジメントにより支援を行います。

表17 障がい児相談支援サービスの見込量

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい児相談支援	必要見込量	1人	1人	1人

※「必要見込量」＝「月間の利用者数」

第4章 計画の推進に向けて

1 計画達成状況の点検及び評価

障がい者施策を全庁的に取り組むため、施策に係わる検討及び施策の実施にあたっては、関係部署の連携・調整を行いながら推進していきます。

計画を効果的に推進するため、「越生町障がい者計画等推進委員会」において、計画の進捗状況を定期的・継続的に点検・評価し、障がいのある方のニーズや社会経済状況の変化等を踏まえた助言などをいただきながら、計画の推進に取り組んでいきます。

また、入間西障害者地域総合支援協議会*の意見を求めて本計画の問題点の把握や評価等を行います。

關 連 資 料

1 第4期越生町障がい者計画の成果

施策の内容		成果	評価の基準となる具体的な内容等
1-(1) 啓発・広報活動 の推進	障害者週間の周知を図る	C	庁舎内にポスターの掲示及びリーフレットを健康福祉課窓口に設置した。
	人権教育等による障がい及び障がいのある方に対する理解促進	C	外部講師を招いての講習会を実施した。
	小・中学校等における福祉教育の充実	C	総合学習を行う際に講話や車いす操作指導など技術支援を行った。
1-(2) ボランティア活動の支援	ボランティアセンターだよりの充実	C	2か月に1度、ボランティアだよりを発行した。
	ボランティアセンターの機能のさらなる活用	C	随時、ボランティアの募集を行っている。ボランティア入門講座を実施した。
2-(1) 相談支援体制の充実	身近に活用できる相談体制の充実	C	民生・児童委員が町とのつなぎ役となり相談等を行った。
	相談事業の充実	B	相談を受けた方へ相談支援センターを照会した。年6回の出張相談会を実施した。
	関係機関の連携強化	C	相談支援センター、福祉事務所、児童相談所や医療機関と必要に応じてケース会議・情報交換を実施して困難ケース等に対応した。
	成年後見制度利用支援事業の実施	B	権利擁護研修会を年1回実施した。成年後見制度の申立支援を6件、後見を3件行った。
	虐待に関する相談窓口の設置	A	障害者虐待防止センターを健康福祉課内に設置した。
2-(2) 障がい福祉サービスの充実	福祉サービスの周知と提供体制の充実	C	手帳取得者へガイドブックを配布し制度の説明を実施した。
	グループホーム・ケアホーム等の整備促進	C	町内に「かえでホーム」（グループホーム・ケアホーム併用）を開設済み。
2-(3) 補装具の支援の充実	補装具の利用促進と支援体制の充実	C	迅速に適正な補装具の修理や交付を行った。
2-(4) 地域生活支援事業の充実	移動支援事業の実施や自動車燃料費助成制度等の継続	C	手帳取得者へガイドブックを配布して制度の説明を実施。自動車燃料・タクシー券の助成を行った。
	日常生活用具の適正な給付や情報提供	C	手帳取得者へガイドブックを配布して制度の説明を実施。日常生活用具の給付を行った。
2-(4) 地域生活支援事業の充実	コミュニケーション支援の実施	C	埼玉県聴覚障害者福祉会と契約し、手話通訳者を派遣した。利用料は無料とした。
	地域活動支援センター事業の拡充	C	地域活動支援センター（3箇所）の支援を行った。

施策の内容		成果	評価の基準となる具体的な内容等
3-(1) 生活環境の整備	住宅改修助成制度の実施と周知	C	手帳取得者へガイドブックを配布し制度の説明を実施した。
	公共施設のバリアフリー化の促進	A	越生駅にエレベーターを設置し、駅前及び駅内のトイレを多機能型トイレに改修した。オストメイトトイレを五大尊・保健センター・越生神社・いこいの広場に設置した。
3-(2) 防災・防犯体制の整備	災害時の避難誘導等の体制整備	B	災害時要援護者登録台帳をシステム化した。
	緊急通報システムの利用促進・ファックス119番などの周知	C	手帳取得者へガイドブックを配布し制度の説明を実施した。緊急通報システム利用者あり。
	地域の方々や関係機関との協力体制強化	C	事業所と防災及び防犯に関する協定を町が締結している。(民間事業所18、国・梅サミット加盟自治体5)
4-(1) 保育体制の充実	保育担当者の専門知識及び技術の向上を図る	C	発達障がい者支援の研修に参加している。身体障がい児・聴覚障がい児を受け入れている。
	学童保育の体制整備	C	県主催の障がい児研修へ参加している。(学童保育指導員)
4-(2) 教育の推進	小・中学校での交流や支援籍の普及	C	県立毛呂山特別支援学校との支援籍を実施した。
	教職員の研修の充実	C	特別支援教育の視点に立った内容で研修を実施した。
	校内就学相談委員会等と保護者との連携強化	C	就学支援委員会に専門医と県特別支援教育コーディネーターに参加してもらっている。
	学校施設の改善・整備	A	階段に手すり、出入口にスロープを設置し、トイレを改修した。
4-(3) スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進	障がいのある方へのスポーツ振興	C	県主催の「ふれあいピック」へ参加した。
	イベント等の環境整備や内容等の充実	C	環境整備及び内容の充実を検討していく。
5-(1) 就労への支援	労働行政機関や教育機関との連携強化	C	就労連絡協議会等へ参加し情報交換等を行った。
	地域活動支援センターなどの支援	C	地域活動支援センター(2箇所)の支援を実施。
	障害者就労支援センターの周知	C	相談を受けた方に照会。リーフレットを健康福祉課窓口を設置した。
5-(2) 経済的自立の支援	各種手当等に関する相談の充実及び制度の周知	C	障害者年金及び特別障害者手当等の請求支援を行った。
	利用者負担の軽減策などの検討	C	地域生活支援事業の利用者に対して低所得者の方の利用料を無料化した。

施策の内容		成果	評価の基準となる具体的な内容等
6-1) 障がいの早期発見・支援体制の充実	保護者の交流の場の創設	C	年2回家族のつどいを実施した。
	健康診査・健康相談等の充実	C	特定検診は月2回、発達相談は年3回、健康相談は毎週月曜日に実施した。
6-2) 精神保健福祉施策の充実	ソーシャルクラブ等の充実	C	ソーシャルクラブはボランティアの「クローバーの会」の協力もあり、月2回実施した。
	医療機関等との連携強化	C	医療機関や坂戸保健所等と連携・情報交換を実施し、対応にあたった。
	精神障がいに関する啓発の推進	C	自殺予防対策として、ゲートキーパー養成講座を実施し、リーフレットの全戸配布やパネルの掲示を実施した。
6-3) 医療費の助成	重度心身障害者医療費支給事業の周知	C	毎年、広報掲載を実施し制度の周知を実施している。新規手帳所持者の方には手帳配布時に周知している。
	自立支援医療費制度の周知	C	相談者や新規手帳取得者へ周知している。

成果の指標		
A	期待を大きく上回る成果が得られた	良
B	期待を上回る成果が得られた	↑
C	期待どおりの成果が得られた	普通
D	期待したほどの成果は得られなかった	↓
E	まったく成果が得られなかった	悪

2 越生町障がい者計画等推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者福祉の向上のための施策を総合的に検討し、障がい者福祉施策の推進を図るため、越生町障がい者計画等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

- (1) 障がい者計画及び障がい福祉計画の策定、見直し及び推進に関すること。
- (2) その他、障がい者福祉施策の推進のために、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 福祉、保健及び医療の関係者
- (3) 町民の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年1月1日から施行する。

3 越生町障がい者計画等推進委員会委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	団体名・役職名等	備考
識見を有する者	浅見 登	越生町教育委員会 委員長	委員長
福祉、保健及び医療の関係者	山羽 勉	社会福祉法人かえで 理事長	副委員長
	佐藤 美由紀	越生町社会福祉協議会 事務局長	
	吉田 裕男	越生町民生委員・児童委員協議会 障害者福祉部会 部会長	
町民の代表	落合 一恵	越生町身体障害者福祉会 会長	
	福田 百合子	身体障がい者の家族	
	関 昌子	知的障がい者の家族	
	山崎 明美	精神障がい者の家族	
	中條 アサ子	ボランティア団体「クローバーの会」代表	
	渡邊 静子	越生町赤十字奉仕団 委員長	

※任期：委嘱の日から平成28年3月31日まで

4 越生町障がい者計画等庁内推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者福祉の向上のための施策を総合的に検討し、障がい者福祉施策の推進を図るため、越生町障がい者計画等庁内推進委員会（以下「庁内委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障がい者計画及び障がい福祉計画の策定、見直し及び推進に関すること。
- (2) その他、障がい者福祉施策の推進のために、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織し、町長が任命する。

- 2 庁内委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は総務課長をもって充てる。
- 4 副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は会務を総理し、庁内委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 所掌事務に係る必要な事項を検討するため、庁内委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会員は別表2に掲げる職にある者をもって充て、町長が任命する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は部会員の互選により定め、部会を総理する。

(会議)

第6条 庁内委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長になる。

- 2 委員は会議に出席できないときは、代理者を会議に出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じて町の関係職員及び関係機関の出席を要請することができる。

(庶務)

第7条 庁内委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

- 2 部会の庶務は健康福祉課において処理し、会議の報告を委員長に行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年1月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

<職名>

総務課長 企画財政課長 町民課長 健康福祉課長 産業観光課長 まちづくり整備課長 学務課長

別表2（第5条関係）

<職名>

総務課、企画財政課、町民課、健康福祉課、産業観光課、まちづくり整備課、学務課、 社会福祉協議会から必要と認めた職員
--

5 計画の策定経過

(1) 越生町障がい者計画等推進委員会

年 月 日	内 容	備 考
平成27年 1月22日(木)	第1回障がい者計画等推進委員会 ・第5期越生町障がい者計画(素案)の検討について ・第4期越生町障がい福祉計画(素案)の検討について ・今後の予定について	役場 202会議室
平成27年 2月19日(木)	第2回障がい者計画等推進委員会 ・第5期越生町障がい者計画(素案)に対する意見募集の結果報告について	中央公民館 集会室

(2) 越生町障がい者計画等庁内推進委員会

年 月 日	内 容	備 考
平成27年 1月27日(火)	第1回庁内推進委員会 ・第5期越生町障がい者計画(素案)の検討について ・第4期越生町障がい福祉計画(素案)の検討について	役場 202会議室

(3) 越生町障がい者計画等庁内推進委員会作業部会

年 月 日	内 容	備 考
平成27年 1月21日(水)	第1回庁内推進委員会作業部会 ・第5期越生町障がい者計画(素案)の検討について ・第4期越生町障がい福祉計画(素案)の検討について	役場 203会議室

(4) アンケート及びヒアリング調査、パブリックコメント

年 月 日	内 容	備 考
平成26年 10月17日(水) ～31日(金)	障がい福祉に関するアンケート調査の実施	対象者600人 回収率57.3%
平成27年 2月2日(月) ～13日(金)	第5期越生町障がい者計画(素案)に対する意見募集の実施	町ホームページ 健康福祉課

6 用語解説

「あ」行

・入間西障害者相談支援センター

障がいのある方やその家族が抱えるさまざまな問題に関する相談の応じるとともに、情報提供、権利擁護のための援助を行うところです。

・入間西障害者地域総合支援協議会

障がいのある方の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場のことです。

本町では、坂戸市・日高市・毛呂山町・鳩山町と共同で協議会を設置しています。

・インクルーシブ教育システム

障がいがあるからといって、特別の場で教育を受けるのではなく、障がいがある方と障害のない方が共に学ぶ仕組みです。

・ADHD（注意欠陥／多動性障害）

Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略で、単調な作業を長時間できない・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがない等、注意力散漫・衝動性・多動性の症状がみられます。

・LD（学習障害）

Learning Disabilities の略で、全般的には知的発達の遅れはないものの、聞く、話す、読む、計算する等の特定の能力の習得や使用に著しい困難を示す様々な障がいの総称です。

「か」行

・介護保険制度

介護や支援が必要となった時、適切なサービスが受けられるよう保険料を負担し合い、介護を社会全体で支える仕組みのことです。

・ケアマネジメント

個々のニーズにサービスを結びつけるプロセスです。ニーズを認識し、地域のなかで利用可能な資源を見い出して結びつけ、さらにその後の利用状況を支援し、適切であるかどうかを再度認識するという循環的なプロセスです。

・更生相談所

身体障がいのある方や知的障がいのある方に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談・指導や、医学的、心理的、職能的判定等を行う県の機関です。

「さ」行

・埼玉県福祉のまちづくり条例

障がいのある方や高齢な方が円滑に利用できる生活関連施設の整備の促進など福祉のまちづくりに関する施策を推進することにより、すべての県民が安心して生活できる地域社会の実現を目指して平成7年に制定された埼玉県条例です。

・支援籍

ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障がいのある児童生徒に対するより適切な教育的支援を行うため「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、必要な支援を在籍する学校または学級以外で行うための仕組みです。

・支援費制度

これまで市町村や県が福祉サービスの内容や施設などを決定する「措置制度」に代わって、障がいのある方自身がサービスを選択し、サービス事業者との対等な関係に立って、契約に基づきサービスを利用する仕組みです。

平成15年4月から平成18年9月までの福祉サービス制度です。

・障害者基本法

障がいのある方のための施策に関し、基本的理念や、国、地方公共団体の責務、施策の基本となる事項を定めた法律です。障がいのある方の「自立及び社会参加」を目的としています。また、この法律の中で、県や市町村が障害者基本計画を策定することなども規定されています。

・障害者週間

障害者週間は、「国際障害者デー」である12月3日から「障害者の日」である12月9日までの1週間です。平成16年6月の障害者基本法の改正により、従来から定められていた「障害者の日」が「障害者週間」へと拡大されました。障がいのある方への理解を深めるとともに、障がいのある方が様々な社会活動に参加する意欲を高めることを目的としています。

・障がい程度区分

障がいのある方に対する障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、当該障がい者の心身の状態を総合的に示す6段階の区分で、平成26年4月からは「障がい支援区分」に変更になっています。

・障がい支援区分

障がいのある方の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す6段階の区分で、区分6のほうが支援の必要性が高いことを表しています。

・自立支援医療

障がいのある方の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療で、これまで障がいの種類や年齢によって手続きや利用者負担の仕組みが異なりましたが、障害者自立支援法によって、統一された仕組みになりました。

・生活習慣病

がん、脳血管疾患、糖尿病、高血圧、高脂血症等、生活習慣に関与する一連の病気群を示す呼称です。近年、日本人の疾病構造においてこうした病気が大半を占めるようになっており、こういった病気にかかる方の年齢層が低下してきたことなどの理由で、長年使われてきた「成人病」に代わって「生活習慣病」という名称を使うようになりました。

・成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいのある方等で判断能力が不十分な方を保護し、支援する制度です。財産管理や契約等に関する法律行為を支援するものです。

「な」行

・ノーマライゼーション

障がいのある方を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え方です。

「は」行

・バリアフリー

もともとは障がいのある人が生活していく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁（バリア）をなくす意味です。現在では物理的な障壁に限らず、制度や心理的な障壁を含め、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられます。

・バリアフリーマップ

車いすを利用している方をはじめ障がいのある方、高齢の方が安全に安心して利用できるように町内の公共施設等のバリアフリー情報を地図情報にしたものです。

・ **避難行動要支援者名簿**

障がいのある方や高齢な方の安否確認、災害時の避難誘導等を行い、迅速な救援・救助を実施するために事前にその所在情報、緊急連絡先等を記録管理しておく名簿です。

・ **ファックス119番**

聴覚障がいのある方などからの緊急通報方法として、ファックスを利用した119番通報のことで

・ **福祉的就労**

障がいのある方が働くことを中心課題とした社会福祉施設等で、福祉的な支援のある環境で仕事を行うことにより、働くことへの意欲や自信を育てるとともに、一般就労（企業などでの就労）に進み、さらに自立した生活ができるよう、継続的な支援を行うことです。

・ **法人後見事業**

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が、認知症や知的障がい、精神障がいのある方等で判断能力が不十分な方を保護し、支援する制度です。財産管理や契約等に関する法律行為を支援するものです。

・ **ボランティア入門講座**

シニア世代の方を対象に地域を支える人材育成のための講座です。

・ **ボランティア連絡会**

個人のボランティアとボランティア団体から構成された連合組織です。

「や」行

・ **ユニバーサルデザイン**

障がいの有無や年齢等にかかわらず誰にとっても利用しやすいような配慮のもとに、「まちづくり」や「ものづくり」を考案・設計しようとする考え方です。

第5期越生町障がい者計画・第4期越生町障がい福祉計画
(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月

発行 越生町

編集 越生町 健康福祉課

〒350-0494 埼玉県入間郡越生町大字越生 900-2

電話 049-292-3121 (代表)

Fax 049-292-6405



越生町のマスコット「うめりん」